

事業に係る資格要件及び必要な添付書類

番号	業種名	資格要件	添付書類
1	清掃業務	「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づく、建築物清掃業または建築物環境衛生総合管理業の登録を受けていること。	・建築物清掃業登録証明書または建築物環境衛生総合管理業登録証明書の写し
2	機械警備業務	次のいずれにも該当すること ・警備業法に基づく認定を受け、かつ、機械警備業務の届出を行い受理されていること。 ・警備業法に基づく機械警備業務管理者資格者証を交付された者を雇用していること。	・警備業認定証の写し(滋賀県以外の公安委員会の認定証が提出されたときは、営業所設置等届出書[受理印押印のもの]も必要) ・機械警備業届出書受理証の写し ・機械警備業務管理者資格者証の写し
3	有人警備業務[宿直業務も含む]	警備業法に基づく認定を受け、かつ、警備員指導教育責任者を選任していること。	・警備業認定証の写し(滋賀県以外の公安委員会の認定証が提出されたときは、営業所設置等届出書[受理印押印のもの]も必要) ・滋賀県内で警備業務を行うために設置した営業所において、警備業法第2条第1項第1号に係る業務に対して選任した警備員指導教育責任者の資格者証の写し
4	空気環境測定業務	「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づく、建築物空気環境測定業または建築物環境衛生総合管理業の登録を受けていること。	・建築物空気環境測定業登録証明書または建築物環境衛生総合管理業登録証明書の写し
5	ねずみ昆虫等防除業務	「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づく、建築物ねずみこん虫等防除業の登録を受けていること。	・建築物ねずみこん虫等防除業登録証明書の写し
6	飲料水貯水槽清掃業務	「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づく、建築物飲料水貯水槽清掃業の登録を受けていること。	・建築物飲料水貯水槽清掃業登録証明書の写し
7	浄化槽維持管理業務	「滋賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」に基づく知事の登録を受けていること。	・浄化槽保守点検業登録証明書の写し
8	空調設備保守管理業務 ※ボイラー、空気調和装置、冷凍機、冷却塔、排風機等の空調設備	労働安全衛生法に基づく「ボイラー技士」及び消防法に基づく「危険物取扱者」の有資格者を雇用していること。	・ボイラー技士免許証の写し ・危険物取扱者免状の写し
9	消防設備保守管理業務	消防法に基づく「消防設備士」または「消防設備点検者」の有資格者を雇用していること。	・消防設備士免状または消防設備点検資格者免状の写し
10	電気設備保守管理業務 ※電話設備以外の受変電、屋内・屋外配線、非常用発電等の電気設備	電気事業法に基づく「電気主任技術者」の有資格者を雇用していること。	・電気主任技術者免状の写し
11	昇降機保守管理業務	建築基準法に基づく「昇降機等検査員」の有資格者を雇用していること。	・昇降機等検査員資格者証の写し
12	設備機器運転監視業務	次のいずれにも該当すること ・電気事業法に基づく「電気主任技術者」の有資格者を雇用していること。 ・消防法に基づく「消防設備士」の有資格者を雇用していること。 ・労働安全衛生法に基づく「ボイラー技士」の有資格者を雇用していること。	・電気主任技術者免状の写し ・消防設備士免状の写し ・ボイラー技士免許証の写し
13	その他保守管理業務	当該業務に必要な資格等を有すること	・当該業務に必要な資格等を有することを示すものの写し